

第 1 4 号議案

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市道路の占用に関する条例（昭和 3 1 年亀岡市条例第 3 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市道路の占用に関する条例（昭和 3 1 年亀岡市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「法第 3 2 条第 1 項」の次に「及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 3 9 号）第 1 0 条、第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 1 項」を加える。

第 5 条を次のように改める。

（占用料の減免）

第 5 条 占用料の一部を免除することができる物件及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該額に 1 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 電線共同溝に敷設する電線その他これに類する線類 占用料に 1 0 分の 2 を乗じた額
- (2) 前号に掲げるものと一体不可分な変圧器等の工作物 占用料に 9 分の 8 を乗じた額

2 前項に定めるもののほか、市長は、公益上の理由その他特別の

理由があると認めるときは、占用料を減免することができる。

別表中

「

地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	200
-----------------	------------	-----

」

を

「

地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	9
路上に設ける変圧器等	1個につき1年	1,500
地下に設ける変圧器等	占用面積1平方メートルにつき1年	920

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 電線共同溝の整備に伴い、変圧器等の占用料を定めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。